

資料 2 . 今次制度改正の概要

1 . 異議申立てと無効審判の統合・一本化

特許の有効性を判断する制度として、 現行の異議申立て及び無効審判の二制度が併存していることに起因する問題(重複請求による重要特許への過剰な攻撃、異議不成功後に無効審判を請求するという特許庁段階の冗長な見直し制度)を回避するとともに、 現行の異議申立て及び無効審判に対する改善の要請(申立人の関与の拡大・多数異議の減少等)に応じるため、異議申立てと無効審判の両制度を統合・一本化する。

統合にあたっては、現在の両制度に期待されている多面的なニーズ(職権探知主義による申立理由の補完、 制限のない請求期間による適時の事前予防的な利用、 緩やかな請求人適格等)を充足させる観点から、現行の無効審判制度を基本として、現行の異議申立制度の機能やニーズを包摂するものとする。

新無効審判制度の骨格(現行制度との比較)

	新無効審判	現行無効審判	異議申立て
請求人適格	何人も請求可能。ただし権利帰属に関する無効理由は利害関係人のみ。	利害関係人のみ。	何人も申立て可能
請求時期	いつでも請求可能	いつでも請求可能	特許付与から 6 ヶ月
審理構造	当事者対立構造 + 職権探知主義	当事者対立構造 + 職権探知主義	査定系構造(特許庁と特許権者の間で進行。異議申立人は単なる契機。)
請求理由	公益的理由 + 権利帰属	公益的理由 + 権利帰属	公益的理由
不服申立て	審判請求人と特許権者が訴訟当事者となる	審判請求人と特許権者が訴訟当事者となる	特許取消決定を受けた特許権者が特許庁を被告として出訴。(異議申立人の不服申立て機会なし 後の無効審判請求)

2 . 新無効審判における攻撃・防御の機会の最適化

現行の無効審判における平成 10 年法改正の趣旨(新たな無効理由・証拠等の追加を原則として禁止する)を基本としつつ、無効理由・証拠等の追加を真に認めるべき事案に限って、これを例外的に許容できるものとする。具体的には、訂正請求に対抗するために必要な新証拠等が提出された場合や、特段の事情により審判請求時に提出できなかった新証拠等が後に提出された場合などにつき、追加の許可を可能とする。他方で、これに応じた権利者の適切な防御機会(特許の訂正請求の機会)を確保する。

併せて、審判請求当初に十分な理由・証拠を提示させるための措置(特許権者の答弁機

会前の請求却下等)を講じることについても検討する。

3. 新無効審判制度の審決取消訴訟

新無効審判制度の審決取消訴訟における訴訟当事者

審判請求人と特許権者とする。(現行無効審判と同じ。特許という行政処分によって私権が発生する特殊な構造ゆえ、現行無効審判も、通常の抗告訴訟と異なり両私人を訴訟当事者としている。)

審決取消訴訟における特許庁の関与

新無効審判制度の審決取消訴訟においては、求意見・意見陳述制度によって特許庁が訴訟に関与することができるようにする。(行訴法第 23 条の行政庁の訴訟参加の規定に加えて、より簡易な求意見・意見陳述制度を新設し、(イ)特許庁の法令解釈が争点になる事案、(ロ)職権探知の無効理由が争点になる事案、(ハ)その他特許庁の貢献が求められる事案等に対応する。)

4. 審決取消訴訟係属中の特許の訂正の在り方

現在、審決取消訴訟の提起後にはいつでも特許の訂正審判が請求できるところ、特許権の訂正による権利範囲の変更の確定により、審決が自動的に取消されて事件が裁判所と特許庁との間で往復するキャッチボール現象が生じている。(メリヤス編機事件最高裁判決¹、およびこれに基づく大径角形鋼管事件最高裁判決²による)。

これにより、審決取消訴訟の末期に訂正審判が確定することにより、それまでの訴訟審理が無駄になる、訂正を認める審決がなされた後の取消判決を待たなければ、再度の無効審判において両当事者関与の下での訂正の是非の審理ができず、審理の分断の無駄がある、といった事態が生じている。

これらの問題を解決するため、新無効審判制度の審決取消訴訟の係属中の特許の訂正機会について、以下の ~ 等の改正を施す。

新無効審判の審決後に特許の訂正を申し立てることが可能な期間を、審決取消訴訟の提起後の一定期間までに限ること。

裁判所は、訂正の適否や訂正された特許の有効性について無効審判手続の中で審理させることが適切であると認めるときには、訂正の認容審決の確定前の時点でも、事件を特許庁に差戻すことができるようにすること。

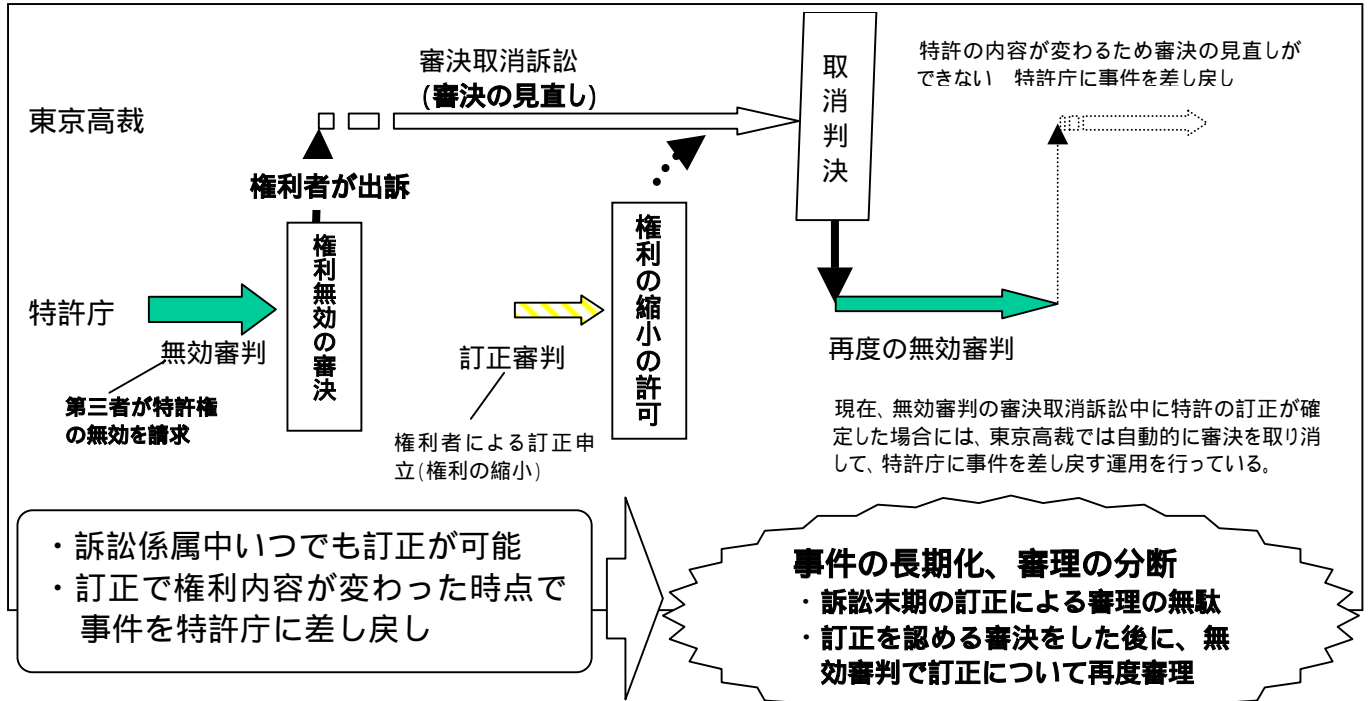
特許庁は、差し戻しがあったときは、差し戻しの無効審判中において訂正の適法性や特許の有効性について審理すること。

¹ 最大判昭和 51.3.10 判決(最高裁昭 42(行ツ)28号): 審決取消訴訟の審理範囲は、無効審判において現実に審理判断された範囲に制限される旨を判示。

² 最高裁平成 11.3.9 判決(最高裁平 7(行ツ)204号): 特許請求の範囲の減縮の訂正が確定したときは、無効審判において審理していない公知事実との対比が必要になるから、まず無効審判を経ることが必要である旨を判示。

審決取消訴訟係属中の訂正審判の在り方の説明図

現行 特許庁と裁判所との間で事件が長期化



早期の事件解決を実現

